

第1章 品川区まちづくりマスタープラン の目的と位置付け

策定の背景・目的や上位関連計画との関係について整理し、本マスタープランの位置付けを明らかにしています。



1.1 策定の背景・目的

区では、平成13年（2001年）に「品川区市街地整備基本方針」および「品川区第三次住宅マスタープラン」を策定し、計画的なまちづくりを推進してきた。その結果、りんかい線の開通や、東急目黒線の立体化、大崎および天王洲等の拠点の形成、小中一貫校建設等に伴う公有地の有効活用、区民住宅¹の整備等、区のまちづくりが着実に進展した。

その後、急速に進む少子化および高齢化、水とみどり、景観への区民の意識の高揚ならびに地球環境問題の深刻化等、区を取り巻く社会経済状況が変化してきた。これらを受けて、区では、最上位計画となる「品川区基本構想」（平成20年（2008年）4月）および「品川区長期基本計画」（平成21年（2009年）4月）を新たに策定した。一方、東京都では、めざすべき都市像や戦略を明確にして「東京の都市づくりビジョン」（平成21年（2009年）7月）の改定を行った。その後のまちの動きについても、品川駅・田町駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域²へ位置付けられるなど、今後大きなまちづくりの変化が進む地区も出てきた。

また、東日本大震災を受け、従来の防災対策では想定していない事態を踏まえ、国の中央防災会議より「防災基本計画」（平成23年（2011年）12月）の公表、東京都からは、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24（2012年）年4月）およびこれを踏まえた「東京都地域防災計画」（平成24年（2012年）11月）の公表がなされた。区でも、大震災の教訓を踏まえて新たな防災上の課題に対応するため「品川区地域防災計画」（平成25年（2013年）2月）を策定した。

このように、まちづくりの進展や社会経済情勢の変化を受けて、諸計画が見直されてきた経緯を踏まえ、新たなまちづくりの課題や区民ニーズ等に的確・迅速に対応するための基本的な方向性を明らかにする計画を作成する必要がある。そこで、行政と区民が地域の将来像や整備方針を共有しながら、品川区基本構想で掲げる「輝く笑顔住み続けたいまち しながわ」をまちづくりの面から実現していくための基本方針を明らかにした「品川区まちづくりマスタープラン」を策定する。

1 区民住宅：中堅所得者層の子育て世帯を対象に、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、区が建設した住宅や区が借上げ管理をする住宅。

2 特定都市再生緊急整備地域：都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域。

1.2 計画の位置付け

品川区まちづくりマスタープランは、平成13年（2001年）の「品川区市街地整備基本方針」および「品川区第三次住宅マスタープラン」を改定して、一体の計画として、策定するものである。

本計画は、「品川区基本構想」を上位計画とする区のまちづくりの基本計画であり、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当し、区の都市計画の基本的な方針を示すものである。さらに、第4章の「4.7 住まいと住生活の基本方針」は、品川区住宅基本条例第6条第1項に基づく「住宅政策に関する基本計画」にも該当し、住生活基本法³に基づく住生活基本計画（都道府県計画）である「東京都住宅マスタープラン」を踏まえ、住生活に関する基本方針を示すものである。

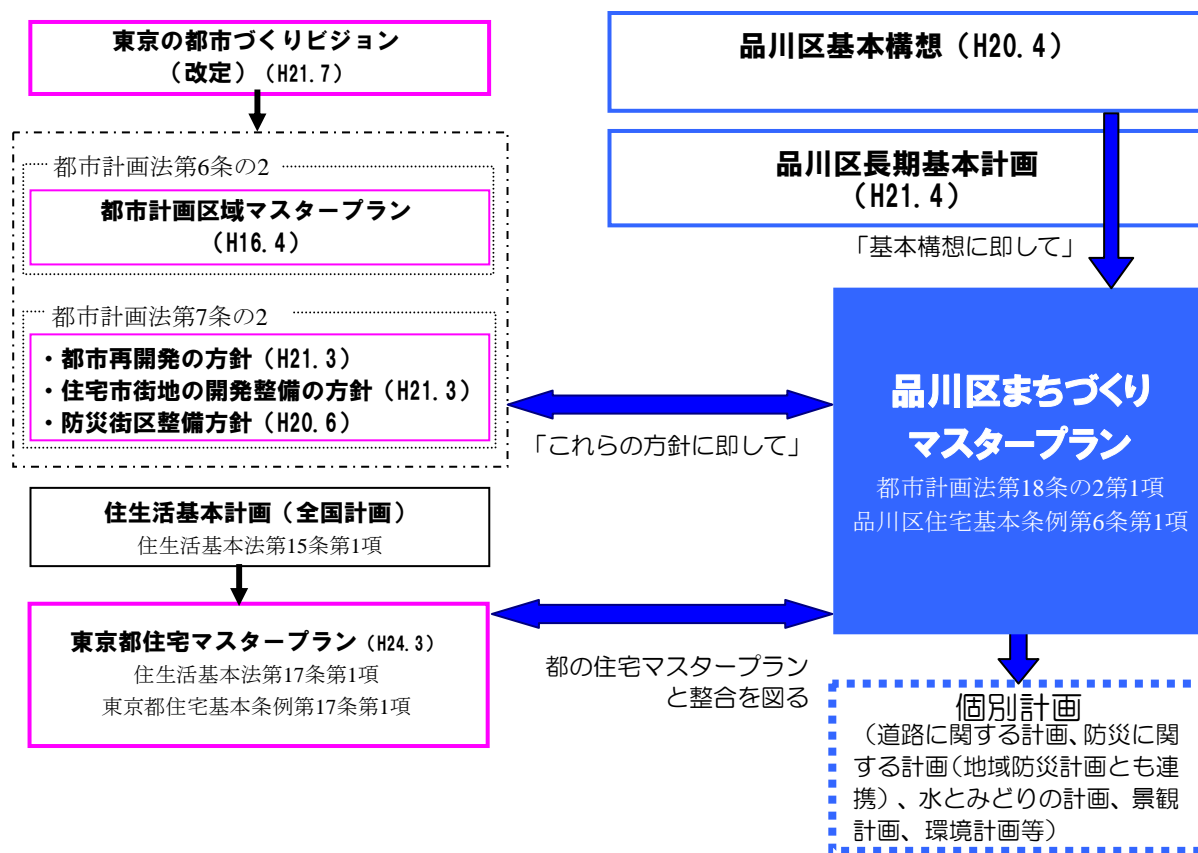


図 1-1 品川区まちづくりマスタープランの位置付け

1.3 目標年次

品川区まちづくりマスタープランの目標年次は、基準年次 2013 年度（平成 25 年度）から概ね 20 年後の 2032 年度（平成 44 年度）とする。また、社会情勢の変化を注視しながら、概ね 10 年後に全体の見直しを実施する。なお、「4.7 住まいと住生活の基本方針」については、東京都住宅マスタープランとの整合を図る観点から概ね 5 年後に計画の進捗等を確認するものとする。

³ 住生活基本法：国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。平成 18 年（2006 年）公布施行。